

産業振興基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第1号

産業振興基金管理規則の一部を改正する規則

産業振興基金管理規則（昭和45年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(基金事務の総括)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 総務部長は、必要があると認めるときは、主管部局長及び主管課長等に対し、その所管<u>又は分掌に属する事務について必要な報告を求め、実地について調査をし、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきこと</u>を求めることができる。</p> <p>(投資計画書等の提出)</p> <p>第5条 主管部局長は、基金を通じて投資しようとするときは、<u>毎年度4月末日までに別に定める様式による投資計画書を作成し、総務部長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(投資の手続き)</p> <p>第7条 主管部局長は、前条の規定による通知を受けた後において、投資の<u>手続き</u>を行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>主管部局長は、基金を通じて投資しようとするときは、出資等適正化調査委員会の承認を得なければならない。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>(基金事務の総括)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 総務部長は、必要があると認めるときは、主管部局長及び主管課長等に対し、その所管<u>若しくは分掌に属する事務の状況に関する報告又は当該事務について必要な措置を求め</u>ることができる。</p> <p>(投資計画書等の提出)</p> <p>第5条 主管部局長は、基金を通じて投資しようとするときは、別に定める様式による投資計画書を作成し、総務部長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(投資の手続)</p> <p>第7条 主管部局長は、前条の規定による通知を受けた後において、投資の<u>手続</u>を行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。